二　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］				
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域				
二〇	電気供給業務用	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四の一（一一六・四）	一・六一 一・九七	五〇
		㈡　千葉県成田市花崎町八二二の一（八五）	五・六七 五・九四	五〇
			六・八四 八・四三五	五〇
二一	削除			
二二	削除			
二三	削除			
二四	削除			
［一～二七　略］				

改正前

［一　同上］				
二　［同上］				
二〇	電気供給業務用	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四の一（一一六・四）	一・六一 一・九七	五〇
		㈡　千葉県成田市花崎町八二二の一（八五）	五・六七 五・九四	五〇
			六・八四 八・四三五	五〇
二一	削除			
二二	削除			
二三	削除			
二四	削除			
［一～二七　同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～二七　略］					